

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.72

2000.8.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX/TEL +66-2-261-6419、6379

Address : Oriflame Asoke Tower 23rd Floor, 253 Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)
Bangkok 10110, Thailand

E-Mail : iguchi@mx1.nisiq.net

(注 : mx1 の「1」は数字です。)

iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

CopyRight (C) S & I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

(9月、10月のタイ祝祭日及び弊社休暇のお知らせ)

10月23日が祝祭日です。

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを8月25日付けで更新しました。今回は、ニュース(英語版及び日本語版)
<http://www.s-i-asia.com/news-JPN.htm>、裁判関係データ、出願関係統計データ
<http://www.s-i-asia.com/statis.htm>、WTO Tripsの関連法案審議状況チャート
<http://www.s-i-asia.com/pcact.htm>、スタッフを更新しました。ご高覧ください。サーチエンジンはInfoseek及びGooです。次回更新は9月25日に予定しています。

(弊社事務所移転について : 再送) **新規委任状を作成される場合、ご注意ください。**

8月1日付けで

Address : Oriflame Asoke Tower 17th Floor, 253 Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)
Bangkok 10110, Thailand

から、下記住所に移転致します。同一ビルでの移動です。電話、ファックス番号に変更はありません。

ません。

Address : Oriflame Asoke Tower **23rd** Floor, 253 Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)
Bangkok 10110, Thailand

(弊所スタッフ入れ替えのお知らせ)

弊所弁護士 Oranit Sakornpant が米国留学のため辞職し、Mekong Region Law Center より
弁護士 Nisachon Rojsattarat が交替で入所。また、弊所特許代理人(化学) Pranida Phowised
が家庭事情のため辞職し、環境研究所の Korakot Kiatdumrongkul が交替で入所。以上が9月
1日に異動致します。

～編集者より～

原油価格が高騰している影響が現れている。タイは日本とほぼ同じで100%原油輸入国である。
先月あたりからじわじわと価格が上昇し、レギュラーガソリン1リットルが17バーツ(1ドル
=40バーツ)を超えた。97年バーツ暴落の時ですら1リットルが15バーツだったから、当時
の為替レート(1ドル=56バーツ)から見るとほぼ同じ価格となってしまった。この燃料価格
上昇に端を発して、トラック運転手のストライキが始まっている。タクシー運転手の抗議行動
が展開されている。全国的な展開があるかもしれない。社会不安要因が再び頭をもたげる。

最近、日本の新聞でも定年後の海外長期滞在が話題になるようになった。どの記事にも海外で
の金利の有利さ、査証の取り方の容易さをうたっている。人気のある地域は南欧、豪州などと
書かれてあった。放送番組でも夫婦で海外で老後を暮らす姿が放映されている。「私は一目でこ
の海に見えるベランダが気に入りました。」と、夫婦で趣味の絵画に興じる平和な光景が映し出
されていた。何故、マスコミはこのような取り上げ方をするのだろうか。長年海外に居るとゆ
がんだ日本のマスコミの見方がどうも気になる。問題は経済的角度からの場所の選択なんかで
はないはずである。卑近な例をあげて見よう。例えばご主人が病気を患う。「助けて。誰か来て。」
と女房が叫ぶ。果たして助けてくれる人は居るのか。果たして病院にいった適切な診断・治療
は受けることができるのだろうか。日本のマスコミは医療技術、施設の問題だと分析をするだ
ろう。私にはとてもそうは思わない。問題は、その土地の社会が受け入れてくれるかどうか
が問題なのである。その点アジアは本当によい。子供が腹痛を訴えた場合、「痛いよ。痛いよ。」
と恐らく子供は日本語で泣き叫ぶ。この子供に対し、医者は「どこが痛いの。どのくらい痛い
の。」と日本語で話かけたら、どの位子供は安心するだろうか。アジアには多くの日本語を話す
医者、看護婦が居る。彼らは日本の大学に留学した人材でもある。そして入院しても日本食が
出てくる病院も数多い。老後の大切な時期にどの土地を選択すれば、その人の人生にとって幸

せな時を過ごせるのか。経済や手続きだけの比較で簡単に選択するのではなく、本当に相手国の社会が我々を受け入れて戴ける場所を、老後に選択したいと思う。

ほぼ一年前ある雑誌欄をお借りして「タイで頻発する日系企業の知的財産問題」という原稿を書いた。その後、この1年間どのように変わって来たのかを敢えてお知らせしたい。去年はバンコク在住日系企業において海賊版ソフト使用摘発事件が起こり、かつ、かなり多くの日系企業の日本人幹部が現地の知的財産セミナーに参加し、現地での意識は高まったと感じていた。そして、今日まで日本企業経営者への大いなる期待があったが、残念ながら最近、ほとんど失望に近い状況となっている。

私の手元に最近バンコクで開かれたあるセミナー参加者の知的財産意識にかかる調査結果がある。調査の方法などの公表はできないが、その日本人参加者の意識たるや惨憺たるものである。ほとんどの日本人は経営者かそれに近い身分であるにも関わらずである。著作権法を知らないで仕事をしているソフト開発業者…特許公報、商標公報などは見たこともない経営者…私も 94年当時に同じような調査結果を得たために余り驚かないが、それにしても惨憺たるものである。ソフト開発業者であるにも関わらず、著作権などの基礎知識もなく請け負い契約を結んで仕事をしているのかと思うと背筋が寒くなる思いである。もしかしたら、タイでの日本企業とのソフト開発契約というのは契約書が無いのが常識なのかもしれないという恐れはあるが。去年の意識の高まりと今年の実現のギャップには幾つかの原因が考えられる。一つは駐在員の任期切れである。いくら日本政府が知的財産問題をセミナーにより啓蒙しても駐在員が変われば全くのゼロから出発しなければならない。蓄積されない知識と経験、それがアジア日系企業での他の分野同様の共通の問題でもある。それにしてもバンコク日本人商工会議所に法務委員会なる立派な組織が活動しているはずだが、機能不全である。色々思いが巡るが、暗澹たる思いである。

日本に帰国中に、ある有名企業からの問い合わせがあった。「日本で特許登録を受けたものがタイでも保護されるのか。」と真剣に聞かれたのである。「10年前に日本で登録されており、その模倣品がタイで出回っている。なんとかできないのか。」もちろん何もできないわけではないが、しかしながらタイで特許を登録しなければとても侵害罪で訴えることはできないのは当然である。この場合、そもそも日本で特許出願した時点での世界戦略に欠けていたことが主な原因となっている。10年前の先見性の無さが今致命傷となって現れている。一体全体企業の法務部や顧問弁護士や弁理士は何をやっていたのだろうか。いずれにせよ、度重なる経営者の無知暴論に憤懣やるせない思いがこの数ヶ月間続いている。

先月、1999年のタイの特許出願統計<http://www.s-i-asia.com/patents.htm> 商標出願統計<http://www.s-i-asia.com/trademark.htm> が明らかになった。どちらを見ても同じ現象が見られる。それは97年から始まったアジア経済不況の時期を境に大きく日本からの出願件数が落ち込んでいる。99年の日本不況の時も同じである。これに対し米国からの出願は順調に件数を伸ばしている。これにより日本企業と米国企業との差はさらに拡大の様相を呈している。この現象は何もタイだけではない。インドネシアでもジャカルタ暴動の年を除けば略同じ傾向が見られる。(<http://netpassport-wc.netpassport.or.jp/~whaki2/patst1.htm#国別特許出願件数>) マレーシア (98年までの統計) <http://www.kt.rim.or.jp/~yy01-jkk/> 及びシンガポールは <http://www.gov.sg/minlaw/ipos/stat.html> でご覧になっていただきたい。最新の数字が明らかではないが、ほぼ同様な傾向にあると予想している。

もう一つの重要な傾向は各国の国内からの特許出願が増えつづけていることである。特にタイでの国内出願の急増は目を見張るものがある。既に全体の出願件数の10%を越えている。昨年11月から開始した小特許制度(無審査登録する日本の実用新案制度と同様)の導入を契機に国内出願は日本からの出願を追い越す勢いである。この調子で行くと今年にも日本からの出願件数を越えることとなるだろう。

端的に言って、敢えて仮説を唱えれば、市場のグローバル化に一致するように知的財産保護を求め、知的財産権を将来の企業資産と位置付け知的財産戦略を活発化させる欧米企業と、全くその正反対に企業資産とは認識しない日本企業との好対照が際立った格好となっている。この差は恐らく数年後に表面化すると言ってよい。また、アジア不況にも関わらずアジア国内企業では知的財産活動を活発化させたことも重要である。本当に日本企業はこのままで良いのか。一私企業の問題だと静観しても良いのだろうか。

この時期、何故か日本経済新聞(8月1日~3日朝刊)が「知的財産は誰のものか」という特集を組んだ。内容はIT革命、バイオテクノロジーなどの技術革新に伴い知的財産の従来の考え方が変化しつつあるというもので、ビジネスモデル特許、遺伝子特許は、厳密に独占的権利を付与してよいのかといった内容である。特に医薬品に見られるようなものへの知的財産権は公共の利益と私的独占との間の溝を如何に埋めるかは各国においてそれぞれ異なった施策がある。また、前稿(Only You 00年6月)でもお伝えしたが、途上国においては確実に遺伝子資源ナショナリズムが台頭してきている。さらに、半導体回路保護法においてもタイ(今年8月に施行)では強制実施権規定がおかれている。途上国が公共の利益から実施権を主張する時代、そして原産国に外国企業は知的財産から得た利益を還元する時代に確実に入って来ている。こ

の傾向は恐らくその国から出た発明はその国に還元すべきではないかという議論にまで発展しかねない。平たく言えばその国で生まれた発明で、出願人が外国企業の場合、その利益を還元する議論である。例えば発明者が途上国国籍の場合は、出願人の国籍などに制限をかける可能性も出てきている。外国企業が出願する場合、発明者がシンガポール人の場合、シンガポールでは政府認可の対象となっている。決して **WTO** 違反ではないが、「主張する途上国」という傾向は途上国での国内出願の急増と相俟って弱まることはあるまい。このように現地を感じることは、日本マスコミが「知的財産は誰のものか」などと騒いでいるものとは違う次元で、日本の知的財産権が危ういという危機感が現地では漂っている。それは、ビジネスモデルとか遺伝子とか言っているはるか以前の問題なのではないかというのが今回の問題の提起である。

我々日本の国家は、そもそも果たして将来に向けて子孫に何を遺産として残すことができるのか考えて見れば分かるはずである。我々には資源が無い、ただ他国から資源を購入し付加価値を付けて他国に売ることではしか生きるすべがない。だから、貿易立国と叫ばれて久しい。貿易立国の源泉は付加価値である。この付加価値の多くは技術による付加価値であることは言うまでもない。だから知的財産を重視するというのは、いわば国是でなのである。単なるプロパテントと言う米国生まれの片言の英語で表現するよりも、はるかにわが国の場合は切実な課題ではなからうか。

しかしながら、残念ながら現実には上述した如く全く知的財産の世界戦略上での重要性が企業経営者を含む出願人には分かっていない。このままでは子孫に何も残すことができない。海外で知的財産を築かなければ何も資産が残らないのである。世界で単一の手続きで知的財産を取得するという世界特許構想もある、荒井寿光著「特許戦略時代」（日刊工業新聞社、99年2月）には世界特許への提案があるが、現実には未だに構想の域を出ていないし、ハードルが高過ぎる。第一、世界特許実現の前にアジア各国の特許制度がそれぞれ力をつける可能性が極めて大きいのである。その場合、とても世界での単一手続きなどというのは夢物語であろう。現実的な戦略を立てること、即ち世界特許を待つことをせずに、日本が元気な今こそ、海外に知的財産を築くことが必要ではあるまいか。

～シンガポールで HIV 医薬を求めてタイへ購買クラブ～

タイからエイズ薬品を 70%安く輸入しようとするシンガポール人の購買クラブが発足した。Paul Toh は国連エイジェンシーの **Unaid**s で働いているが、彼が語った処によると、このクラブはシンガポールの HIV/AIDS 支援グループにより発足し、医薬を購入する人々と連携していると言う。「タイで製造される限り、エイズ医薬はシンガポールよりも安い。」例えば AZT はシ

ンガポールで1ヶ月投与すると220ドルかかるが、タイで購入すると80から100ドルとなる。DDIやFluconazoleについても同様半額となるという。また、他の医薬CrixivanやD40もまもなく購入リストに入ってくる。なぜなら、タイで製造するだろうからという。Brenton Wong, AFA, Action for Aidsの名譽事務局長は並行輸入により3種医薬カクテルの患者を数百人救うことができると言っている。タイは医薬を安く製造できるなぜなら、WTOに基づく強制実施権を導入したからである。(記者注:実際は導入しなかった)強制実施権は公衆衛生にかかる目的で、特許権者に合意なく特許された製品を製造、販売できることになる。Toh氏は、「TRIPSの下で、95年以前に製造された医薬品は特許されない、それは競争を生み出すことになる」と言っている。(2000年8月13日、シンガポールストレイトタイムズ)

～マレーシアで薬品企業は政府に対し模造医薬品について通報を勧告～

マレーシア政府国内通商消費省副大臣Datuk S.Subramaniamは国会での答弁で、医薬製造業者は小売から製品サンプルを入手し、それが真正商品かどうか確かめるべきだと述べた。「我々は不正商品を販売している小売を排除するためにこのテストを実行するよう推奨している。」と述べた。さらに、「電子商取引で販売している医薬を監視する法律がないので、消費者は注意すべきである。医薬品は認定されたディーラーから購入すべきである」と述べている。医薬品サービス局によると、マレーシアではサイバースペースで医薬品を購入することがおおはやりとなっており、現在エイズ医薬販売をしていた3企業のウェブサイト进行调查している。今年1月から6月まで、不正医薬事件が22件発生しており、67103リンギ(3.1万シンガポールドル)相当の不正医薬が押収された。(2000年7月21日、シンガポールストレイトタイムズ)

～タイで海賊ソフトにBSAが突然訪問(Surprise Visits)を企画、8月に開始～

BSAはSurprise Visitsプログラムを発表し、裁判へ立件する努力を強めようとしている。BSAのHuey Tan氏は「ソフト海賊版はタイでは優先が高くない。香港やシンガポールでは大問題となっている。」といい、「香港やシンガポールの法律ではショッピングモールでさえ、非合法のソフトショップは閉鎖できる。タイのパンティプラザをソフト販売の合法チャンネルにしたのだが。」と述べている。(2000年7月12日、バンコクポスト)

～タイで役所の手続きがソフト海賊撲滅に足かせ～

タイ政府経済警察(Economic Crime Investigation Division, ECID)の報告によると、98年に97件だった摘発件数が昨年31件となり、今年上半期でいまだ17件となっている。この減少傾向は決して海賊版撲滅の効果が出たわけではなく、現実はかなり異なっている。ECIDのPol Maj Gen Chatchawal Suksomjitによれば、海賊版摘発の減少は反海賊版運動の効果によ

るものでなく、著作権侵害摘発行為の困難性によるものだと言う。まず第一に、警察は容疑者の敷地を見る法的権限はない。もし、敷地を見る場合、私的地域を捜査するための捜査令状を取得しなければならない。重要なことは、警察は他の犯罪事件同様に自分自身でソフト著作権侵害容疑者を摘発できない。同氏が言うには被告からの通知があった場合に限り摘発できる。さらに、逮捕は被告に陳述書を作らせる必要があるという。同氏が言うには「逮捕のすべての段階で被告が関与し、警察が何かする前に裁判所からの承諾が必要となる。現行の手続きは海賊版撲滅するには硬直化している。いくつかの場合には、手続き上のロスタイムが犯罪者に警察が踏み込む前に証拠を破壊されることを許している。」(2000年7月25日、タイネーション紙)

～タイで cybersquatters (無断で居住する輩) が代表的インターネットドメイン名の上にあぐらをかいている～

Cybersquatting: インターネット上で著名な名称を登録し、所有者に対し販売し利益を稼ぐ行為…これが、タイでも問題となっている。この行為をしているのは Buy Sell Thai.Com で、<http://www.buysellthai.com> あるいは、<http://www.dnsdealer.com> で、少なくとも 30 の名称を登録し、企業ロゴを付し、かつ写真も付してあるのもある。このリストにはタイの著名な銀行、新聞、ホテル、IT企業が国際企業とともに含まれている。例えばバンコク銀行 (bkkbank.com) は 3000 ドルとされ、バンコクポストは 400 ドルとなっている。(2000年8月2日、バンコクポスト)

～タイ政府が安価なソフトは海賊版を防ぐと主張～

タイ政府知的財産局はソフト著作権権利者に対し、タイ国内企業および政府機関に対し、真正商品利用を促進する目的で、特別価格を設定するように要請した。タイ知的財産局次長 Weerawit Weeraworawit 氏は幾つかの代表的ソフト著作権権利者 (Microsoft, Novell, Lotus 等) と会談し、タイの顧客に対し特別価格を設定するよう要請した。同氏は、ソフトの高価格が海賊版使用の主な要因となっているため、価格低減は海賊版率を下げる効果をもたらすものと見ている。同氏は「著作権権利者の反応はよかった。彼らがタイ国内の顧客に対してもっとも適当な価格を提示すると期待している」と語った。この特別価格は企業と政府機関に的を絞ったもので、各機関は特別なソフトライセンスを著作権権利者と交渉できるようになる。これらの2つの分野が真正商品使用のキャンペーンのターゲットである。次のターゲットは教育機関であると言っている。(2000年8月8日、タイネーション紙)

～タイのマイクロソフト社が海賊版防止に 25 万バーツの報奨金～

Microsoft(Thailand)はソフト海賊行為を密告した者に 25 万バーツ提供するキャンペーンを発表した。Peerapong Oeusoonthornwattana によると、通報者に対し、最高 25 万バーツで犯罪者が起訴された場合現金で支払われると言う。このキャンペーンの一部として、シリンドン女王の IT プロジェクトとして、タイの 14 の県の 20 の学校に対し、600 万バーツを寄付した。また、裁判から得た罰金はこれらのキャンペーンに使用されるとしている。マイクロソフトはさらに価格を適正化させる戦略を計画し、政府機関に対し、平均ディスカウント 40%、学校へは 75%のディスカウントを実施している。(2000 年 8 月 8 日、タイネーション紙)

～タイでベルギー企業 Kipling を相手にタイ人が商標侵害訴訟を起こす～

Kipling 鞆はゴリラ人形がモデルについている著名な鞆だが、過去数年の間不正商品の中でも人気のあるものだった。タイ人の Bamrung Saetang はこの Kipling を相手取って商標権侵害訴訟を起こした。Bamrung 氏の主張によると、1989 年に同氏の商標は登録されており、Kipling 社の登録の 9 年前となる。同氏は Kipling 社の登録商標は無効であると主張している模様。なお、Kipling 商標の事件は非常に多いが、Kipling 社が被告となった事件は、タイで、これが初めてである。(2000 年 8 月 11 日、バンコクポスト)

～中国上海で模倣品対策のためのセンターを設立～

Shanghai Daily によると、上海当局は模倣品を撲滅する企業を支援するセンターを発足させた。サービスは無料で、既に約 50 社 (NEC, Unilever, Sharp, Intel) が契約した。Shanghai Bureau of Technical Quality Supervision の Ling Liming 氏は「過去数年に上海への外国からの投資が増加するにつれ、模倣品も増加している。」「既に 185 件を捜査し、27 万点の模倣品、67.2 万ドル相当を押収し、18 工場を閉鎖した。」と語っている。押収した模倣品には、フランスワイン、NEC コンピュータ、3M のディスクが含まれている。中国は知的財産保護への取り組みはリップサービスを行っているものの、成果は上がっていない。EU は 400 以上の中国企業が EU 企業の知的財産権を侵害していると発表した。(2000 年 8 月 2 日、バンコクポスト)